HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 26(4), 191-193
Issue Date	1976-03-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16201
Type	bulletin (other)
File Information	26(4)_p191-193.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

○昭和五〇年一一月二八日（金）午後二時半―五時半

「フランスにおける行政学の考え方」

講　演　パリ大学Ⅱ教授　ロラン・ドラゴ

通　訳　深　瀬　忠　一

出席者　一八名

フランスにおいては、行政法学の発達は著しいが行政学は遅れている（ストラチーヴ）、といわれる。それは、然りであり、否である。一九世紀末から第二次大戦前迄については然り、しかし大戦後は行政学は進歩を続け、一八世紀以来のフランス的行政学の遺産を継承して、独自の展開をみつつある。この分野における第一人者であるドラゴ教授から、その全貌についての明快な説明を聴くことができた。

まず、行政学とは何かについて、行政が政治権力の決定を執行するという従属的立場に立つことを前提とし、行政現象を対象とする社会学・歴史学・哲学・法学等の諸成果を活用する「変叉点（カレフール）の科学」であり、行政の改善、改革の実用目的にも仕える学問分野だと規定する。

行政学が社会諸科学のうちでどのような位置を占めるかについて、計量的、実験的成果を利用しつつもその限界を忘れてはならないこと、行政法学との共通部分があり相互に補完関係にあること、行政組織や管理の科学として、O・M（組織と方法）やR・C・B（予算選択合理化）等に現代的研究領域を拡めつつあること、を説明。

ついで、フランスにおける行政学の展開史を概観、一八世紀末の警察や官房学にはじまる多数の業績が一九世紀にあり、世紀末から今世紀はじめに行政法学が「支配的」となるが、その時期にも、M・オーリウやH・シャルドン等の行政学的考察がなかったわけではない。後者は、議会に代表される「政治権力」と事務局（ビュロー）に代表される「行政権力」を区別しており、当時の内閣の不安定性の影響を示し興味深い。

では、第二次大戦後、フランス行政学はどのような展開をとげつつあるか。基本的・代表的文献・雑誌・資料が紹介される。ヴデル、グルネー、デバシュ、シュヴァリエ等、また、フランス行政学研究の基礎的手段といわれる「行政学抄録誌」等、基本がわかる。

また、現代フランス行政学研究動向を、三つの流れに整理して解説。第一は、「構造的・制度的」流れで、法学的要素が多い。第二は、「社会学的」流れであって、M・クロジェ等がこれに這入る。また、官庁内外からの改革に対する抵抗や「職員団現象（フェノメーヌ・ド・コール）」の研究等、興味深い。（紹介された重要文献資料は、本誌の「最

近文献覚え書き」に記録してある。一八一―三頁）

質疑討論を含めて、フランス行政学とくにドラゴ教授のそれは（例えば、グルネー氏やスフェーズ教授のそれは、より政治学的、社会学的である）、行政の社会学と法学ないし動（実）態と制度研究の健全なバランス、および行政の行動様式の数量的データーのみならず行政職員の内面深く洞察するところがなければ「昆虫学」に堕するという指摘等、有益な示唆に富むものであった。

なお「経済行政に対する裁判統制」についての研究者セミナー（二九日実施）とともに、テープを公法資料室に保管してある。

○昭和五〇年一二月一二日（金）午後一時半―五時

「現代英米における相対主義点描

―法効力論を機縁にして―」

報告者　守屋正通

出席者　二八名

英米の相対主義についてのまとまった研究は従来乏しい。相対主義という言葉自体英米では滅多に用いられない。そうした中で、ヴィットゲンシュタインの「生活形式」という概念は現代英米の相対主義を特徴づける上で画期的意義を有しており、その影響力は、認識論、自然、社会各科学方法論、宗教哲学、道徳哲学、社会人類学、自然科学史など広範囲に及んでいる。H・L・A・ハートの『法の概念』も明瞭にその刻印を受けている。

ハートによると、法に対する内部的観点と外部的観点を区別することが法の理解にとって決定的であり、法的ルールに対する内部的観点に立ってはじめて法的義務とか法的規範の観念とその意義が十分に理解されうる。内部的観点とは一口にいえば、法的ルール依存的観点であり、ルールを行動の基準として受け容れ、行動の評価基準として用いる人の観点である。この観点に立てば、法そのものの実効性、法そのものの承認、法の正当性は陽顕的に陳述されえないで、与件として前提される――これらは外部的観点に立ってはじめて陳述されうる。法の存在や効力は法仲間が法体系を受け容れ、法的行為の妥当性の基準として用いるその荷担行為そのものの中に存し、あたかもメートル原器がそうであるように、法体系が正しいかどうかという問いは、法的には体系の内部でも外部でも成立ちえない。これはヴィットゲンシュタインの「生活形式」にとっても基本的特徴である。

ハート自身は法体系の評価を道徳に留保しているが、「生活形式」の適用は今日、広く宗教や道徳の体系に及んでおり、それらの体系が自足的であると観念されていると否とにかかわらず著しく相対化され、間体系的な合理性と、それに基く批判の観念が益々後退しているのが現状である。したがって、道徳による法体系の客観的評価の可能性はそれだけ幻影視されるにいたっている。

注意すべきは、「生活形式」はある程度経験的性格をもってはいるが、むしろ思考の論理的枠組ないし概念体系として観念されており、生活形式を共有しないものの間では、相互に主張の伝達

および正当化や批判の可能性が論理的に絶たれているということ、さらに生活形式が理解や批判の基準として終局的なものだということである。生活形式は「正当と不当の区別の彼岸にある。」かような概念論的相対主義を促進する契機は、社会的コンセンサスの崩壊、文化の断絶、理解可能性の基盤となる理由や証拠の基準の歴史的変化、制度の多重的形成と更新、規約主義や信念の不死身化への誘惑、真理対応説にまつわる認識論的パラドックス、意味論における意味用法説、（古典的）合理主義における論点先取、さらに自由と寛容の要請など、多彩である。

この報告では、かかる概念論的相対主義に対し、不十分と知りつつ、とりあえず若干の批判的評釈を加えた。そのさい、Trigg. R., *Commitment and Reason* は参考になった。

次号（第二七巻第一号）予告

論説

身分行為の理論　山畠正男

フランス憲法における政党の地位　小野善康

資料

フランスにおける目的物の瑕疵をめぐる法の展開　坂本武憲

価格拘束ライセンス契約とシャーマン法　稗貫俊文

インド議会制の構造　稲正樹